

社長様への知的財産ちよこっとアドバイス 第5回「著作権について」

アルカディア知財事務所

弁理士 ^{かきぎ} 垣木 晴彦

TEL06-6631-0101 FAX06-6631-0801

皆様、今回は、著作権についてお話をしたいと思います。著作権はいわゆる著作物その対象としております。具体的には、この著作物には小説又は脚本等の言語の著作物、作詞・作曲などの音楽の著作物、絵画等の美術の著作物、映画の著作物、写真の著作物、プログラムの著作物などの様々な創作物が含まれており、皆様のご商売でもいろいろと利用される場面も多いかと思われまふ。前回までお話をさせて頂いた商標権、特許権及び意匠権はいずれも特許庁に出願をして権利取得をしなければなりませんでしたが、著作権はこれらの権利とは異なって特許庁等の行政庁に出願することなく、その絵画、写真、小説、演出などの著作物を創作した時点で著作権が発生することになります。

この著作権には、財産権としての著作権と人格権としての著作者人格権という二重の性質があります。財産権としての著作権は、自分の創作した著作物、例えば絵画を他人がそのままTシャツの絵柄として複製したり、又は少し改変してコップの絵柄にししたりした場合等にこのような第三者の行為を禁止することができる権利であり、またその第三者の行為により損失を被っている場合には損害賠償の請求が認められる権利でもあります。また、この著作者人格権は、その著作物を創作した者のみに認められる権利であり、その者の承諾なしにその著作物を公表することが認められない権利、その著作物をみだりに改変して利用されることを制限できる権利、又はその著作物の創作者であることを示すために著作者の氏名等を掲載する又は掲載しないことを決定できる権利からなります。これらの権利を侵害された場合には、その違反行為を止めさせることができます。但し、この著作者人格権は他人に譲渡することはできません。

特に、著作物を改変して利用される場合には、財産権としての著作権及び人格権として著作者人格権の両方が問題となります。その著作物を利用する者はできるだけ広く利用したいと考えるのに対して著作物を創作した者はできるだけ狭い範囲でしか利用してもらいたくないと考える傾向にありますので、実際に利用許諾の契約をする場合、その解釈の前提が異なることから紛争になってしまうことも多いので、この点は十分に注意が必要であると思われまふ。

また、前述のように著作権は著作物を創作すれば発生し、財産権としての著作権は他人に譲渡することができることから、誰が真の著作権者がよくわからないことも多くあります。少し前に話題になった小室哲也氏の詐欺的な行為もこのような制度の盲点に基づく行為であると思われまふ。このような出所がよくわからない著作物をご商売に利用されると後から真の著作権者が現れて利用を禁止される可能性もありますので、そのような著作物の商用での利用はできるだけ避けておかれた方が無難であると思われまふ。

もう少し具体的な場面をあげまふと、皆様はホームページを活用された自社の製品又はサービスの宣伝をされていると思われまふが、このホームページ上に他人の作成した画像や他人の写した写真などを掲載される場合にはその画像や写真の著作権者の承諾を取っておく必要がありますので、この点については十分に注意が必要です。

今回で本連載は終了致しますが、知的財産権はうまく活用できれば皆様のご商売の強みになるものですので、新しい事業や新しい製品を検討される場合には是非ともこの連載を思い出して頂ければ幸甚です。ご愛読ありがとうございました。